

令和2年度 茨城県介護予防リハビリ専門職指導者養成研修実施要項

- 1 目的 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向け、市町村からの派遣申請に応じ、地域ケア会議や通いの場等の多様な場において、技術的助言等を実施できる者を養成することを目的とする。
- 2 実施主体 一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会（茨城県より委託）
- 3 研修期間 令和2年9月20日（日）～令和3年2月21日（日）の期間内で6日間
- 4 会場 水戸周辺、阿見町 ※会場は必ずご確認ください。
※参加者および関係者の健康・安全面を第一に、ウェブ開催との併用も検討しながら、現状にあった開催方法とします。
- 5 定員 150名（※新規申込者・先着順）
- 6 受講条件 ◆茨城県理学療法士会、茨城県作業療法士会、茨城県言語聴覚士会
会員（各県士会への入会予定者は参加可能）
◆期間内に原則としてすべての研修を受講できる方
◆感染予防と流行拡大防止のために、別紙1の対策にご協力いただける方

※本研修の一部は日本理学療法士協会の「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」と内容を同一にしておりますので、茨城県理学療法士会会員（新人教育プログラム修了者に限る）はマイページから登録することにより日本理学療法士協会の認証コース（介護予防推進リーダー・地域ケア会議（地域包括ケア）推進リーダー）の習得が可能となります。詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。

※本研修を修了することで茨城県言語聴覚士会会員かつ日本語聴覚士協会会員は、日本語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」と「介護予防推進コース」2コースの認証を得る事が可能となります。詳しくは、茨城県言語聴覚士会 HP よりお問い合わせをお願い致します。

- 7 研修内容 「A:介護予防推進リーダー」と「B:地域包括ケア（地域ケア会議）推進リーダー」の2つの認証コースがあります。2つの認証コースを受講していただきます。
「A:介護予防推進リーダー」は<初期研修>（共通）<導入研修><実践研修>。
「B:地域包括ケア（地域ケア会議）推進リーダー」は<初期研修>（共通）<導入研修><指定研修（認知症・活動参加）<実践研修>から構成されます。
※初期研修、導入研修、指定研修（認知症・活動参加）にはそれぞれ免除規定があります。免除される研修は受講する必要はありません。詳しくは、『13 研修免除規程』を参照してください。

さい。

- 8 申込期限 令和2年8月23日（日）
- 9 受講料 無料
- 10 申込方法 茨城県リハビリテーション専門職協会のHPから申込み
※今回の参加にあたっては誓約書が必要になりますので事前にご提出をお願いいたします。（申込みフォームからダウンロード後、FAX 又は PDF をメール添付にて送信ください。）

※平成27年度から令和元年度（平成31年度）に申込の方で、すべての研修を受講（免除は除く）されていない方は継続受講となります。今回“未受講の研修”を受講する場合は、新規同様、HPから申込ください。その際、申込フォームの最後、「その他」に、申込年度、未受講研修名を入力ください。また上記、誓約書もご提出願います。

※茨城県理学療法士会会員は、導入研修に限り日本理学療法士協会のマイページから、受講登録が必要です。詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。

- 11 研修日程
別紙2 日程・講師一覧をご覧ください。
※会場が変更またウェブ開催になる可能性もございます。必ず直前でホームページをご確認願います。

- 12 修了証書
◆全課程を修了された方は、修了申請書を提出いただき認定となります。
（HPの修了申請書をダウンロードして提出願います。詳しくはHPをご覧ください）
◆全ての研修修了者には修了証（茨城県介護予防リハビリ専門職指導者）とピンバッジを交付。
- 13 研修免除規定 以下に該当する方は、所定の研修が免除されます。指定研修（認知症・活動参加）に関しては、修了書申請時に、受講の証明となります書類（受講証明書等）が必要となりますので、ご準備ください。

1) 初期研修

理学療法士

- ① 日本理学療法士協会のe-ラーニングを受講した者
- ② 推進リーダー推薦書の発行を受けた者
※2019年に士会指定事業の参加があり、士会からの推薦基準に該当する者は申請することにより「推進リーダー推薦書」が発行されます。具体的な基準など詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。
- ③ 介護支援専門員の資格を有する者。

作業療法士・言語聴覚士

「実務経験年数が5年以上で下記のいずれかに該当する者」

- ① 介護保険領域で1年以上実務を行った者。
- ② 茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者。
- ③ 介護支援専門員の資格を有する者。
- ④ 3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を終了した者
- ⑤ 茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
- ⑥ その他、会長が認めた者

2) 導入研修

理学療法士

2014～2019年度に茨城県理学療法士会等が実施した「介護予防推進リーダー導入研修」「地域包括ケア推進リーダー導入研修」受講者

3) 指定研修（認知症・活動参加）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 共通

- ◆指定研修（認知症） 下記のいずれかに該当する者
 - ・認知症サポーター養成講座を受講している者
 - ・認知症キャラバンメイトを取得している者
- ◆指定研修（活動参加） 下記のいずれかに該当する者
 - ・生活行為向上マネジメント基礎研修会を終了している者
 - ・生活行為向上マネジメント実践者を取得している者

<お問い合わせ先>

ホームページの「お問い合わせ」フォームよりお願いいたします。

一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会

URL: www.irpa.jp/ MAIL: reha-info@irpa.jp

電話番号: 029-306-7765 FAX 番号: 029-647-0208
